

常滑市業務継続計画(BCP)【南海トラフ地震想定】

(概要版)

令和6年9月改訂

第1章 基本的な考え方

1 業務継続計画(BCP)について

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)は、大規模災害等により、“人”、“物”、“情報”等、利用できる資源が制約される状況下で、非常時に優先して行うべき業務(非常時優先業務^{*})を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

なお、本市の計画策定にあたっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月/内閣府)に基づき、下記の“特に重要な6要素”を盛り込んで作成した。

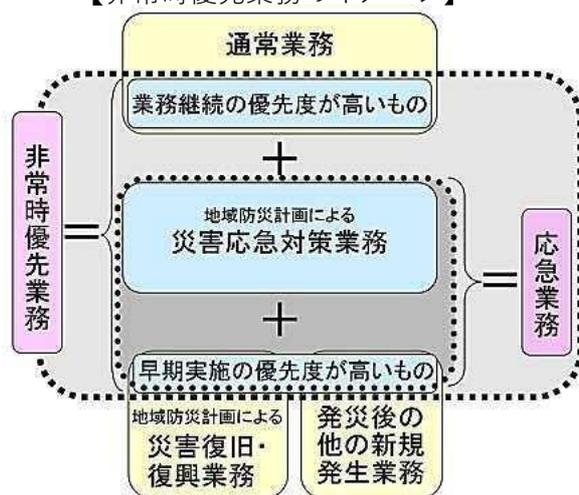
【特に重要な6要素】

1. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
3. 電気、水、食料等の確保
4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

出典:「市町村のための業務継続計画作成ガイド」

平成27年5月 内閣府

【非常時優先業務のイメージ】



2 業務継続計画の位置付け

地域防災計画は、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

一方、“業務継続計画”は、利用できる資源に制約がある状況で、非常時優先業務の目標管理等、市の緊急時の対応力を高めるための組織マネジメント改善に主眼を置いた計画である。

3 基本方針・対応方針

常滑市で大規模な災害が発生し、行政の機能が低下する場合であっても、次に挙げる基本方針・対応方針に基づいて非常時優先業務を継続して行うことで、その機能を維持する。

(1) 基本方針

次に挙げる基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定及び資源の確保、配分等の検討を行う。

ア. 行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

イ. 業務継続に必要な資源の確保、配分、活用に努める。

ウ. 市民生活・社会基盤の早期安定・復旧に努める。

(2) 対応方針

基本方針に基づき、次に挙げる対応方針により非常時優先業務を実施する。

ア. あらかじめ非常時優先業務と休止する業務を選別しておき、発災時には非常時優先業務を最優先に実施する。

イ. 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整することとする。

ウ. 市役所の業務停止による社会基盤・市民生活への影響が大きい通常業務については、可能な限り継続して行い、通常の業務レベルに近づけるよう努めることとする。

第2章 被害想定

前提とする想定地震は、本市において甚大な被害が出ることが想定される「南海トラフ地震」とする。また、被害想定については、平成26年5月に愛知県防災会議地震部会が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」で示された「過去地震最大モデル」を活用する。

【被害想定一覧（過去地震最大モデル）】		
最大震度		6強
最大津波高		4.4m
最短津波到達時間（津波高30cmの到達時間）		58分
浸水面積（浸水深1cm以上）		360ha
死者数 （冬深夜5時発災・早期避難率 率低の場合）	建物倒壊など	約20人
	浸水・津波	約80人
	火災	被害わずか
建物被害 （全壊・焼失棟数、冬夕方18 時発災）	ゆれ	約400棟
	液状化	約10棟
	浸水・津波	約200棟
	急傾斜地崩壊など	約20棟
	火災	約10棟

第3章 業務継続体制

1 計画の発動・解散基準

(1) 計画の発動：市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は震度5強以下で災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合

(2) 計画の解除：災害応急対策業務が概ね完了したと災害対策本部長が判断し決定した場合

2 業務継続の体制

「常滑市地域防災計画」で定める非常配備基準によるものとする。

3 首長不在時の代行順位

災害対策本部長（市長）が不在時の職務代理者の順位を以下のとおりとする。
第1順位：副市長、第2順位：総務部長、第2順位以下は、常滑市事務分掌条例第2条（部の設置）の記載順

4 職員の参集予測

- 対象職員：全職員 557 人（令和6年4月1日現在）
- 参集距離：自宅から勤務地までの通勤距離
- 参集率：阪神・淡路大震災時の関係自治体の4日目までの参集率約76%を参考に、より甚大な被害を想定し、6日目までは参集可能範囲に居住する人数に70%を、7日目～1ヶ月は98%（※）を乗じて参集人数を機械的に算出

（※）最終的に2%の職員が自身や家族の被災により参集できないことを想定

【参集予測結果（対象人数：557人）】

	～1時間 (3km圏内)	～3時間 (9km圏内)	～1日 (12km圏内)	～3日 (20km圏内)	4～6日	7日目～ 1ヶ月以内
参集人数	161人	300人	338人	368人	390人	546人
参集率	28.8%	53.8%	60.6%	66.0%	70.0%	98.0%

5 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(1) 災害対策本部の代替庁舎：常滑市消防本部

常滑市消防本部2階で本部機能を確保する。

(2) その他の行政機能の代替庁舎：常滑市体育館

基本的には常滑市体育館（サブアリーナ）としつつ、ネットワークの被災状況により、特に住民情報を利用する業務に関しては、常滑市保健センターで行うことを想定する。

6 電気、水、食料等の確保

	施設状況	課題
非常用発電機と燃料の確保	【各施設の非常用発電機の有無】 <ul style="list-style-type: none">・市本庁舎：有（約72時間）・市消防本部：有（約35時間）・市保健センター：有（約72時間）・市体育館：有（約72時間）（施設の一部装置のみ対応）・非常用自家発電機の備蓄燃料に限りがあため、令和6年8月、燃料供給に係る災害協定を市内事業者と締結し、災害時の非常用発電機や公用車の燃料を確保した。	<ul style="list-style-type: none">・改修等の機会に合わせた非常用電源の確保・非常用発電機使用時下における利用設備の制限・非常用発電機稼働時下における利用設備制限のルール化が必要。・災害時に円滑に非常用発電機が稼働するための操作訓練を行い、操作可能な要員を増やす。

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用自家発電機の操作可能要員が限られている。 	
水、食料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、各自の責任において職場に飲料水・食料を備蓄することを原則としているが、各自に委ねているため備蓄が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同購入による斡旋又は市費での購入を検討する。 ・備蓄スペースを確保する。 ・個人ロッカー等に備蓄を進めるとともに職員の自宅における備蓄を促し、一定分を持参の上参集する。 ・協定締結事業者の流通備蓄を利用する。
消耗品（用紙） トイレの確保	<p>【消耗品（用紙）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所では、在庫に合わせて購入するため、時期によっては災害時に不足が生じる可能性がある。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指定避難所には、避難者用として仮設トイレと携帯トイレ（凝固剤、排便袋）、トイレットペーパー及び蓋付きポリバケツ等を備蓄しているが、市庁舎の備蓄が不足している。 	<p>【消耗品（用紙）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時1～2週間分の用紙の確保をする。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎用としての携帯トイレ（凝固剤、排便袋）、トイレットペーパー及び蓋付きポリバケツ等の備蓄の検討を進める。

7 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

	施設状況	課題
愛知県高度情報通信ネットワーク（愛知県防災行政無線）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度からLアラート※1連携が開始され、被害状況等の情報はマスコミ等にも自動的に提供されるようになった。 ・愛知県高度情報通信ネットワークは、令和7年度にシステムや機器が更新され、次世代愛知県高度情報通信ネットワークとして再構築される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置時の情報連携体制の整備を図る。 ・操作研修への参加や操作マニュアルの整備により、操作可能な職員を増やす。
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報の収集、伝達等を図るため、令和元年度、令和2年度に移動系防災行政無線（800MHz帯デジタルMCA無線）を30台更新整備し、市役所や避難所、医療救護所、防災関係機関（消防本部、市民病院、常滑警察署）に配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・研修等により操作方法に習熟する機会を確保する。

電話・通信等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要公共施設の電話は災害時優先電話に指定されている。また、各区長（28区）に災害時優先携帯電話を配置している。 ・市役所の代替庁舎における電話の回線数に限りがある。（市消防本部：6回線【3】、市体育館：3回線【1】） ※【 】は災害時優先電話の回線数 ・令和6年に衛星携帯電話（イリジウム4台）を災害対策本部に整備した。 ・平成30年、NTT西日本㈱と覚書を締結し、事前設置型特設公衆電話を各避難所に整備した。大規模災害時等において避難所の被災者等が無料で使用することができる。 ・避難所となる公共施設（市体育館、とこなめ市民交流センター、青海公民館、南陵公民館）及び小中学校にはWi-Fiが整備された。 ・小中学校のWi-Fiは、災害時には「00000JAPAN」として避難者に無料開放を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替庁舎における災害時優先電話の回線確保を検討する。 ・「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の運用要領及び操作マニュアルを整備する。
--------	--	---

8 重要な行政データのバックアップとシステム環境の整備

災害時の被災者支援や住民対応には行政データが不可欠であるため、業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。また、優先業務を円滑に行うことができるようシステムの多重化を図る。

9 非常時優先業務の整理

市全体で、応急業務 377 件、優先度の高い通常業務 317 件、合計 694 件の非常時優先業務を選定した。

全業務数	非常時優先業務数		休止業務数	全業務数に対する非常時優先業務の割合
	応急業務	優先度の高い通常業務		
1,017	691	374	326	68%

第4章 業務継続計画の継続的な改善

本計画を発動する事象が発生した場合には、全庁的な対応が必要となるため、全職員が業務継続計画の重要性をはじめ、各部門、各自の役割を理解しておかなければならない。そのため、平時から教育及び訓練を検討・実施するとともに、必要に応じて個別業務のマニュアル等の整備に努めることとする。